

風 師

門司税務推進協議会会報

第 83 号

発行日
令和4年2月1日

発行人
門司税務推進協議会
会長 田中 純雄

題 字
54代門司税務署長
津田 政彦



門司港レトロ浪漫灯彩（ろまんとうさい）

門司港駅をはじめ歴史的建造物や船だまり周辺のライトアップで、門司港レトロ地区一帯が幻想的な光に包まれる「門司港レトロ浪漫灯彩（ろまんとうさい）」。

2022年（令和4年）3月13日（日）まで点灯していますので、どうぞ、この期間に門司港での思い出のひとつをお過ごし下さい。

（写真提供：門司小売酒販組合）

発 行 者

門 司 青 色 申 告 会
門 司 間 税 会
門 司 小 売 酒 販 組 合

（公社）門 司 法 人 会
九州北部税理士会門司支部
門 司 税 務 相 談 所

● 新年のごあいさつ ●

門司税務署長

津 田 政 彦



この「風師」が発行され、皆様のお手元に届くのは2月初旬頃となっていることでしょうが遅ればせながら、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

旧年中は、租税教育・e-Taxの普及拡大をはじめとして税務行政全般につきまして、深いご理解と格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症により深刻な影響を受けておられる方々に、この場をお借りしまして、心からお見舞い申し上げます。

さて、現在、我が国においては、デジタルの活用によりサービスや仕事の在り方を変革する「デジタル・トランスフォーメーション」を推進する動きが社会全体で広まっており、政府としても、昨年9月に設置されたデジタル庁の主導の下、行政のデジタル・トランスフォーメーションの取組が進められております。

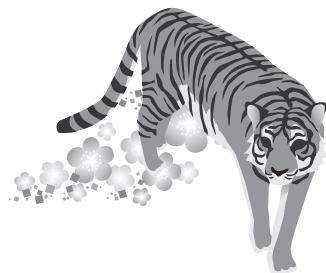
そのような中、税務行政のデジタル化につきましては、既存の枠組みにとらわれずに柔軟な発想の下で、更に前進させていくことが必要であり、国税庁においても税務行政の目指すべき将来像の中で「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を2本の柱としつつ、「あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会」に向けた構想を示すとともに、課税・徴収におけるデータ分析の活用等の取組を更に進めていくこととしています。

なお、間もなく令和3年分の確定申告の時期を迎えますが、税務行政のデジタル化を一層推進していくことに加え、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点からも、引き続き、多くの方が訪れる申告会場ではなく、ご自宅からマイナンバーカード方式又は、ID・パスワード方式によるe-Taxのご利用をお願いいたたく存じます。

特に「スマホ申告」につきましては、スマートフォンのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影すれば金額や支払者情報などが自動で入力されるとともに、スマートフォン専用画面の対象範囲も拡大されるなど、非常に便利なものとなっておりますので、ご利用いただけましたら幸いです。

最後になりますが、本年もどうか引き続き、門司税務推進協議会の皆様方の温かいご支援と格別のご高配を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

この一年が門司税務推進協議会の皆様方にとって、心身共に健康で幸多き年となりますよう心から祈念いたしまして、私の新年の挨拶とさせていただきます。



スマホを活用して！

自宅から
e-Taxを
はじめよう！

e-Taxがさらに便利に！

※令和3年分（令和4年1月以降）から



スマホのカメラで源泉徴収票を自動入力



スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影すれば、
金額や支払者情報などが自動で入力されます！



スマホ専用画面の対象範囲が拡大

スマホ専用画面の対象範囲（NEW は令和4年1月から対応予定）

【対象所得】

- 給与所得
- 雑所得
- 一時所得
- 特定口座年間取引報告書
（上場株式等の譲渡所得等・配当所得等）NEW
- 上場株式等の譲渡損失額（前年繰越分）NEW

【各種控除等】

- すべての所得控除
- 政党等寄附金特別控除
- 災害減免額
- 外国税額控除 NEW
- 予定納税額
- 本年分で差し引く繰越損失額



ICカードリーダーライタ無しでe-Tax！

パソコンの画面に表示された2次元バーコードをスマホ
（マイナンバーカード読み取り対応）で読み取れば、
マイナンバーカードを使ってe-Taxで送信できます！

※ WindowsのMicrosoft Edge、Google Chrome、macOSのSafari、
いずれにも対応。



動画でチェック！



確定申告書の作成方法は動画でチェック！

確定申告書等作成コーナーを利用した入力方法などの
動画をご案内しています

[動画で見る確定申告](#)



「国税庁ホームページ」へアクセス

[確定申告](#)



スマートフォンはこちらから



・ Google Chromeの名称は、Google LLCの商標または登録商標です。
・ Windows、Microsoft Edgeの名称は、米国及び他の国々で登録された米国Microsoft Corporationの商標です。
・ macOSの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。

※ 申告会場の開設期間は裏面に記載しています。

感染防止の観点から、多くの方が訪れる会場ではなく、

ぜひ、ご自宅からe-Taxをご利用ください!


確定申告会場は、2月16日(水)から開設します

所得税・贈与税の申告と納付は 令和4年3月15日(火)まで
個人事業者の消費税の申告と納付は 令和4年3月31日(木)まで

◆◇入場整理券が必要です◆◇

- ・ 確定申告会場の混雑回避のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。
- ・ 入場整理券の配付状況に応じて、早めに受付を終了し、後日の来場をお願いすることもあります。

配付方法

- ・ 会場で当日配付
 - ・ LINEアプリによる事前発行 
- (国税庁LINE公式アカウントを友だち追加)



※ 来場の際は、マスクを着用していただき、できる限り最少人数でお越しください。入場の際は、37.5度以上の発熱が認められる方は、入場をお断りさせていただきます。

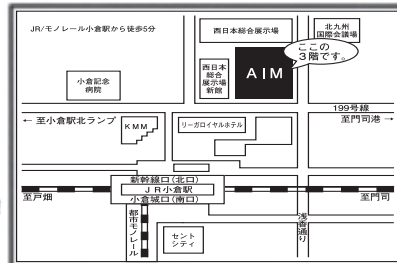
【確定申告会場】

会場 AIMビル3階(アジア太平洋インポートマート)
北九州市小倉北区浅野3丁目8番1号

期間 令和4年2月16日(水)
～令和4年3月15日(火)

- ※ 上記期間中は税務署に確定申告会場を開設していません。
- ※ 確定申告会場の駐車料金は有料です。
- ※ 土・日曜日・祝日は休みとなります。
ただし、2月20日(日)、2月27日(日)に限り確定申告会場を開設します。

受付 午前9時～午後4時



税理士会が行う無料申告相談センター ＜九州北部税理士会による税務支援事業＞

(マスク着用、検温にご協力ください。早めに受付を終了する場合があります)

会場 北九州市立商工貿易会館 2階多目的ホール
北九州市小倉北区古船通町1丁目35番

※ 専用の駐車場はありませんので、公共交通機関等をご利用ください。

期間 令和4年2月8日(火)～2月10日(木)

受付 午前9時～午後3時 ※最終日は午後1時まで

- ※ 次に該当する方のご相談には対応しておりません。
 - ・ 当会場での相談が今年で3回目以上の方
 - ・ 消費税の還付申告をされる方
 - ・ 前々年分の消費税の課税売上高が3,000万円を超える方
 - ・ 前々年分の所得金額が600万円を超える方
(事業所得、不動産所得がある方は前々年分の所得金額が300万円を超える方)
 - ・ 給与収入800万円・年金収入600万円を超える方又は高額な配当収入がある方
 - ・ 土地・建物等及び株式等の譲渡所得や仮想通貨・FXの取引がある方
 - ・ 相続税・贈与税の申告又は相談を行う方
- 以上のほかにも、高額な所得と判断された方は相談をお断りすることがございます。
- ※ お話しいただく際には、前年分の申告書の控えを併せてご持参ください。



ご不明な点等は、お電話等で問い合わせることができます

チャットボットでの相談

※令和4年1月上旬公開予定



ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」が为您解答します。

税務職員ふたば

お電話での相談

門司税務署
(093) 321-5831

【開設期間：令和4年1月14日～3月15日】

所得税・消費税・贈与税の確定申告に関するお問合せ

「0」番を
プッシュ

【確定申告テレホンセンターの担当書におつなぎします。】

国税に関する一般的なお問合せ

「1」番を
プッシュ

【電話相談センターの担当書におつなぎします。】

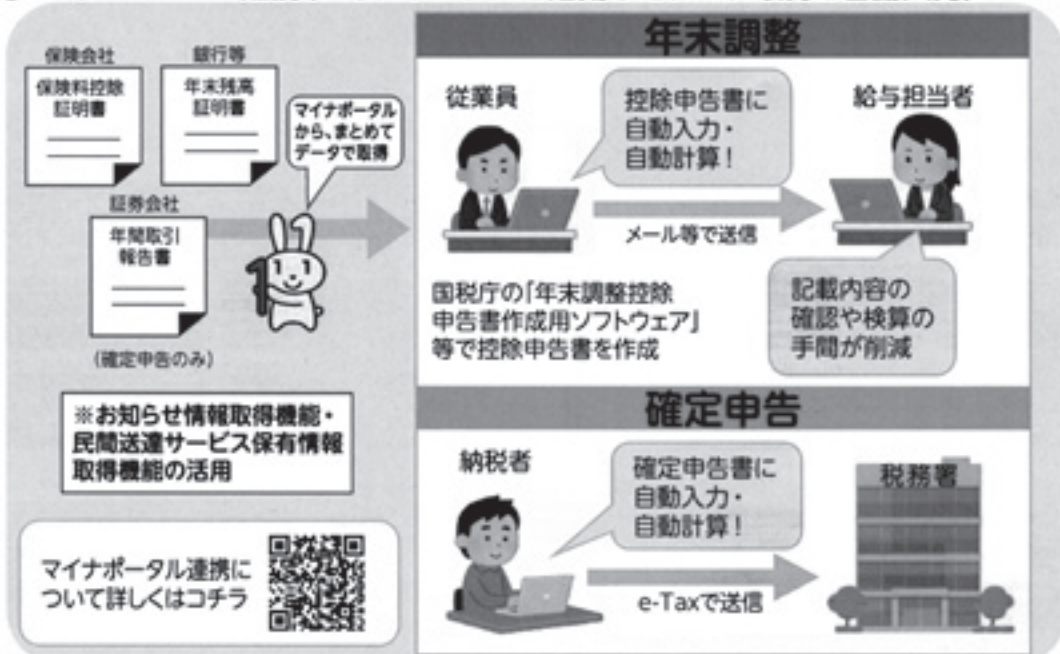


マイナンバーカードが もっと便利になります!



マイナンバーカードで申告が簡単・便利に

○ マイナポータル連携(マイナポータルを活用したデータ取得と自動入力)



○ マイナポータル連携による自動入力対象の拡大

| 令和2年分～ | 令和3年分～ (左記に加えて手続対象が追加) |
|---------|---------------------------|
| 生命保険料控除 | 地震保険料控除 |
| 住宅ローン控除 | ふるさと納税(寄附金控除) |
| 株式の特定口座 | 医療費控除※ |



令和2年分から自動入力の対象となっているものについても、対応した企業が増えていよ。

※令和4年2月上旬に令和3年9月以降分の医療費通知情報の取得がマイナポータルから可能になる予定。

マイナンバーカードはメリットがいっぱい!!

- 1 コンビニで各種証明書が取得可能
- 2 本人確認書類として使用可能
- 3 健康保険証と一体化
- 4 新型コロナワクチン接種証明書が取得可能
- 5 運転免許証と一体化予定(令和6年度末)



健康保険証 として使える!

対応する医療機関・薬局は順次拡大!
ピッとかざすだけでOK!

就職・転職・引っ越しをしても健康保険証として利用できます。また、自分の薬剤情報や医療費通知情報、特定検診等情報がマイナポータルから閲覧できます。



詳しくは厚生労働省のHPをチェック!

45年ぶりのふるさと

税理士 尾崎 榮佐

令和元年12月、約45年ぶりに生まれ育ったふるさと門司に戻ってきました。

ふるさとを出るときは一人でしたが、その後、一人増え、二人増えして、多い時には5人家族となりましたが、ふるさとに戻るときには連れ合いとの二人連れになっていました。

この間、月に一度程度は自宅の管理などでふるさと門司を訪れてはいましたが、いつもとんぼ返りの状態が続いていました。

再びふるさとに戻り住み始めて改めて感じたことは、山の冷（霊）気が心地よく空気が美味しいこと、海や山にも近く、特に魚の種類が豊富でおいしいこと、また緑も多く、改めて、ふるさとの落ち着いた雰囲気と自然の魅力を感じています。

間近に見える戸上山、東に風師山、そして大里公園や大里海岸、風光明媚な関門海峡や和布刈公園一帯、白野江植物公園、新（裏）門司海岸などなど。

折を見ては、しばしば大里公園あたりを散策しています。

春は桜、夏は蝉しぐれ、秋は紅葉、秋から初冬にかけての椿、そして冬景色の関門海峡と四季折々の姿が楽しめ、季節の移ろいを感じさせてくれます。

大里公園一帯は公園整備事業が進められ、体育館やプール、緑地広場などの複合公共施設の整備が予定されており、現在は遊具広場の建設も進んでおり、これらがふるさとでの楽しみを一層膨らませてくれるように感じています。

そして、時には門司球場での試合の観戦も楽しむことができます。

折に触れてふるさととのふれあいを求め、私たちが孫を連れて、その自然や雰囲気ふれさせたことが、よほど私のふるさととの印象が孫の心に強く焼きついたので

しょうか、自宅や大里公園一帯から関門海峡や遠く響灘や山並みが見えることも相まって、物心ついた孫は遠方から家族連れで来るなり開口一番「海は」とか「公園は」とか言って、一緒に出かけようと私たちを誘います。

また、青春時代にサイクリングやドライブなどでよく出かけた豊浦、豊北、長門の海と山。

引っ越し後の整理はといえば、引っ越し前に住んでいた家の家具や家電製品などと、もともと門司の家にあったこれらの物が重なり、いわば2軒分の荷物が一軒に集積されたため、思うように整理がはかどらず、今も未だ片付かない状態が続いていますが、その様な中、つい先日、思い切って青春時代の思い出の地、豊浦、豊北、長門の地を訪れることにしました。

豊浦、豊北の地には、子供たちがまだ幼かったころ海水浴に連れて行った記憶がありますが、そのころから数えると約35年ぶりになるのでしょうか、道路が整備され自分が思っていた当時とはすっかり変わってしまっていました。この道路や風景は見えがあるなど、記憶の中に残っているという感じのものもところどころありました。

年を重ねると月日の経つのが早いといわれていますが、それを改めて実感しています。

豊浦、豊北海岸での釣り、吉母、小串や阿川海岸での海水浴、青島島でのキャンプなど、当時の懐かしい思い出が次々に浮かんできました。

私も70歳台も半ばとなり、最近、同期生や先輩、後輩からの年賀の便りなどの欠礼あいさつなどが届いています。

私もそろそろかなとは思っていますが、寂しい限りです。

これからは、ふるさとでの新たな良き思い出を作りながら連れ合いと歩んでいきたいと思っています。

新年のご挨拶

令和4年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年も集中豪雨や地震など多くの自然災害がありました。被害に遭われました方々に衷心よりお見舞い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が国内でまん延はじめて、2回目の新年を迎えます。その間、社会経済活動は大きく制限され、人流抑制の影響を受けた多くの事業者は経営困難に直面し、経済も衰退しました。現在、ワクチン接種が進み、通常の日常生活の回復に向けた取り組みが続けられています。一刻も早く、正常な日々が戻りますよう祈念いたします。

個人企業を取り巻く環境も一層厳しい状況が続いておりますが、個人事業の継続と発展の礎となすため、税制・社会保障などの改革が急務です。青色事業主動労所得控除の早期実現、個人版事業継承税制のさらなる拡充、個人事業者の負担を軽減する税制の簡素化などによる経営環境の整備と生活基盤を支える社会保障制度の確立に向け、引き続き協力を運動を展開してまいります。

青色申告特別控除65万円の新しい要件である電子帳簿保存やイータックスによる電子申告の利用者を拡大するため、会計ソフト「ブルーリターンA」の普及につとめてまいります。あわせて、次世代型ブルーリターンAの開発を加速させ、会員企業の生産性の向上に役立つ多くのサービスの提供を始めたいと考えています。

全青色の運営においては、Web形式による会議、研修会などICTを活用し、移動時間の制約にとらわれない組織運営の方法を体験することができました。今後も、会員のための青色申告会づくりに取り組むため、各地の青色申告会との情報共有、意見

交換の場を増やし、さらに透明性の高い会運営を目指してまいります。

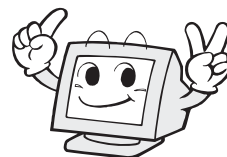
また、昨今の会員減少に歯止めをかけるためにも、広報活動の重要性はさらに増しています。青色申告会の知名度向上、会員増強のため、各地域の状況に合わせた広報活動を展開してまいります。各会においても、会員増強、組織強化に努めていただくほか、ICTを活用しつつ、人と人とのつながりを重視しながら、会員サービスの一層の充実に努めていただきますようお願いいたします。

令和3年分の確定申告期を迎えるにあたり、各地の青色申告会では感染防止を第一に指導相談の準備を進められていることと思います。会員の皆様には、本会の運営と活動にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆様方のご健康、事業のご繁栄を心から祈念申し上げ、新年のご挨拶いたします。

一般社団法人全国青色申告会総連合
会長 八坂 泰司

BLUE RETURN 12・1月号 抜粋



一般社団法人
門司薬剤師会

会長 松丸 博幸

事務所 門司区黄金町2-24
第3マナーハウス202号

TEL 391-3361 FAX 391-3381

私と税金

敬愛高等学校

1年 江口 侑里

税金が無くなったら…。私が今回「税の作文」という課題をもらったときに一番初めに考えたことです。私たちの生活の中でのような所に税がかかるのか、どのようなところで税が使われているのか、私は、夏休みを通して考えてみることにしました。

まず始めに、自分が払っている税金について考えました。自分が払っている税金といえばやはり、消費税でしょう。小さなお菓子を買う時などはあまり気にならないけれど、貯金したお金でゲームなどの少し高い値段のものをを買う時は、消費税がなければ…。と考えてしまいます。私には、払う金額が10%増えることが少し憂鬱に感じます。

また、私の祖父が去年、亡くなりました。その時にも、税金が生じていたのを覚えています。祖父の遺産は、娘2人と息子1人で分けられましたが、1人息子であった私の父は、祖父の会社を相続するということも多く税金を払っていました。相続をするのも税金が必要なのだ、と思ったことを覚えています。

しかしながら、夏休みに税金の使い道を

調べたり、町中を見る中で、多くの税金は私たちの生活のために使われていることを改めて実感することができました。

例えば、少し、外を散歩していたとき、私はちょっとした事故現場を見かけました。ガードレールに車が突っ込んでいたのです。その場には警察の人がいました。彼らは税金があるがために働くことができ、彼らがいないと私たちは安全な暮らしをすることができません。また、その車はガードレールがなければ、民家へあたっていたかもしれません。私は、ガードレールも税金によって作られていることを知りました。私たちは税金によって日々の危険から守られていました。

最近ではコロナのワクチンも、税金によって賄われていることを知りました。私の父はワクチンの接種を1回しています。これで安心というわけではないけれど、ワクチンを国民全員が打てるということはとても良いことだと思います。また、私たちがもしコロナにかかったとき、対応してくれる病院にも税金から補助金が出たこともありました。

このように、今までは、税金を払うことに対して憂鬱になったこともあるけれど、この作文を通して税金の重要性を改めて知ることが出来たように感じます。私たちが心地よく、安全で、安心して暮らせるように、私は、これから大人になってゆくにつれて必要になる、責任や義務をしっかりと果たせるようになりたいと思います。

一 般 社 団 法 人 門 司 歯 科 医 師 会

会 長 村 岡 昌 哉

北九州市門司区東本町二丁目3-10

電 話 (321) 6886 番
(321) 6887 番

「税についての作文」 令和3年度受賞者

門司税務署では、毎年租税教育の一環として、次代を担う中学生及び高校生に税の役割や使われ方について、正しい知識と理解を深めていただくため、作文の募集を行っております。

今年度につきましても多数の応募があり、そのうち優秀作品を表彰しました。

《中学生》

福岡県納税貯蓄組合連合会会長賞

- ピンチに生きる税金
戸ノ上中学校 3年 財田 鈴花

福岡県北九州東県税事務所長賞

- 動物たちを守る税
戸ノ上中学校 3年 緒方 陽菜

門司税務署長賞

- 繋がれていく税金
門司中学校 3年 松川 美麗
- 暮らしを守る税金
松ヶ江中学校 3年 石井 幸奈

《高校生》

門司税務推進協議会会長賞

- 超超高齢社会に向けて
門司学園高校 1年 谷口 碧
- 租税の正しい使い方とは…
門司大翔館高校 1年 池崎 美月

門司税務署長賞

- 私と税金
敬愛高校 1年 江口 侑里
- 日本の未来と税の問題
門司学園高校 1年 福田 実咲

福岡県北九州東県税事務所長賞

- 税の無駄遣い
門司学園高校 1年 池田 修悟
- たばこ税の存在
門司大翔館高校 1年 金澤 莉子



租税教室 講師として心掛けていること

公益社団法人 門司法人会 青年部
株式会社 門司自動車学校
専務取締役 小森 敏弘

2017年（H29）より、租税教室に携わらせていただいている。小学校高学年の児童に対して、税金の意義と役割について、1時限（45 min）の教室を行っている。幸いにして、真面目で積極的な児童達のお陰で、無事に役目を果たせているのではないだろうか。

講師という役目は、青年会議所に所属していた時に、セミナートレーナーとして全国各地で講師をしていた経験がある。トレーナーになるために、先輩トレーナーの下で修行をして、承認を貰って独り立ちするのである。約2年間、厳しく指導して貰ったお陰で、その経験を活かして租税教室に取り組むことができた。

僭越ながら、私が租税教室の際に、講師として心掛けていることを書いてみようと思う。

■笑顔で、元気よく、礼儀正しく

当たり前のことだが、最初から最後まで、受講者にそう感じて貰うのは難しいし、一瞬たりとも気を抜かず、体力を使う。表情の変化がなかったり、声が尻すほみになったり、態度や服装が緩むことが意外と多い。「マイクは不要なぐらい大きな声だね。」と言われるように気をつけている。講師への信用度は、教室の効果に影響すると思っている。

■質問を投げかけるが、回答者に恥を搔かせない

質問をして答えられないと、誰でも恥ずかしい思いをする。一度、恥ずかしい思いをすると、それ以降は積極的な参加をしにくくなる。だから、質問は、絶対に答えられるような簡単な質問を心掛けている。

難しい質問で「みなさん、知らないことが分かりましたね」という手法を使う場合は、誰かに回答させることはしない。

■教えられたことは忘れるが、思いついたことは忘れない

質問をする場合に関連して、あまり講師から正解を言わないようにしている。万が一、正解が出てこない場合は、正解の答えそのものは口にせず、その寸前まではヒントを伝えて、また既に張ってある答えを指さして、正解は自分で思いついた演出をしている。受講者を信じて我慢強く待てば、かならず正解が出てくる。

■話題の繋がりや文脈を大切に

教室では、伝えたいことが沢山あるが、バラバラ列挙しても、記憶に残らない。話題と話題の繋がりを事前に作り込む。なぜなのか見てみましょう。先ほどと比較してこの場合はどうでしょう。後で聞きますので気を付けておいてください。など、全体の構成を考えて、接続詞を大切にしている。話題をぶつ切りにせずに、全体の構成やストーリーを大切にしている。

■大事な言葉は、何度も何度も繰り返す

1回の教室で、全てを覚えてもらうのは難しく、可能なのは2、3個の言葉である。だから、覚えておいて欲しい言葉は、何度も何度も繰り返して、大事だと強調する。ただ、伝えるだけでは無く、受講者の口から実際に言わせることも多い。租税教室の流れでは、最初からは難しいが、ビデオ受講後は繰り返しが出来ると思う。

経験も浅く、若輩者であることは重々承知しているが、自分を省みるために列挙してみた。我ながら、書いてみたはいいが、出来てないことが多いと恥ずかしくなってきた。

法人会青年部として、租税教室は地域に貢献できる非常にありがたい取り組みだと思っている。青年部に所属する間は、精一杯、租税教室に関わっていきたい。

公益社団法人

北九州市門司区医師会

会 長 吉 田 良

事務所 門司区小森江3丁目12番11号
電 話 (371) 1567番
FAX (371) 6151番

デジタル化、やってみましょう！

税理士法人エルピーエー

三浦 貴海

令和4年1月から改正電子帳簿保存法が施行されました。聞きなれない法律かと思いますが、全ての事業者に関係します。正しくは「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」といいます。例えば、会社で作成する総勘定元帳は、パソコンの普及によって会計システムを使うと自動的に作られる時代になりました。会社は、この総勘定元帳を7年～10年間保存する必要があり、保存方法は、データのまま保存するか、印刷して紙で保存するかのどちらかになります。また、手書きで作成した場合は、現物を保存します。

実は、この改正によって、データで作られた帳簿書類は、データのまま保存しなければならなくなりました。しかも、総勘定元帳だけでなく請求書や領収書など日常的にやり取りされる書類（証憑書類）も、電子的に作成した場合はデータでの保存が必要になります。それと同時に、紙で受け取った証憑書類をスキャナーなどでデータ化した場合は、紙の保存に代えてデータの保存が認められることになりました。

また、令和5年10月から消費税に関して適格請求書等保存方式（インボイス）が導入されます。インボイスは、最近よ

く聞くようになりましたが、その準備は進んでいらっしゃるのでしょうか。まだ先のことで慌てることはありませんが、売り手にとっても買い手にとっても、適格請求書の作成、保存が重要となります。これまでは、領収書に日付や宛名など、記載すべき事項が書かれていない場合は、買い手が事実に基づいて追記することができましたが、インボイス導入後は認められなくなります。つまり、作成した証憑書類に不備があった場合は、クレームの対象になるかもしれません。そのため、証憑書類の作成もコンピュータ化が進むことが予測されます。

デジタル庁の発足をみるまでもなく、あらゆる分野でデジタル化が進んでいます。今回は帳簿書類に関する動きを確認しましたが、デジタル化とは、①従来アナログで行っていた業務を、デジタル技術を使って行うこと、②デジタル技術やデータを使って新しい価値を作り出すことの2つの定義があります。通信販売や電子決済、WEB会議などにより商売においてもデジタル化の活用は一般化してきています。外部環境の変化への対応のためにも、今回の改正内容に対応することを契機として、自社でのデジタル化に積極的に取り組んで参りましょう。

なお、最初にお伝えした改正電子帳簿保存法は、入稿時点で2年間猶予することが報道されました。とはいえ、2年後には完全に義務化されますので、この期間に取り組んで損はないですよ。

法人会は、「正しい納税、健全な経営、社会貢献」をテーマに活動する経営者の団体です。あなたのご加入をお待ちしています。



公益社団法人 門 司 法 人 会

会長 田中 純雄

門司区栄町2番3号ニッチクビル3階

電話 (093) 332-2956 FAX (093) 332-2967



北九州商工会議所管内 税務相談所

案ずるよりはまず相談

ホームページアドレス <http://zeisou.net/>

個人企業の皆さん

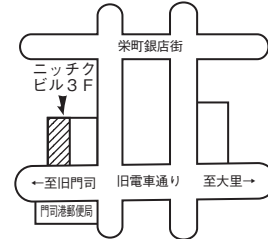
所得税と消費税の確定申告のご相談は

税務相談所へ

税金・経営事業資金

その他お気軽にご相談下さい。

門司税務相談所



〒801-0863 門司区柴町2-3 ニッチクビル3F
TEL. 332-2380 FAX 321-2380

所長

ふる や かず き
古 家 一 樹

会員制度をとっており低料金です！

税務相談所は小企業者対象の指導機関ですので、高額所得者や、個別に税理士の指導を受けている方はご遠慮下さい。



- 1 税 務 代 理
- 2 税 務 書 類 の 作 成
- 3 税 務 相 談

九州北部税理士会門司支部

支部長 関 隆利

所在地 門司区大里戸ノ上1丁目2番25号
TEL 371-8024

自立してゆく小室眞子さん

門司小売酒販組合
原田 幹雄

秋篠宮文人親王様の第一皇女眞子内親王様は、令和3年10月26日小室圭さんとの結婚により皇籍離脱されました。これからは、小室眞子さんとしてアメリカでの生活に、経済的に自立することを考えています。皇室の現在の財産や、生活に掛かる費用について調べてみました。

明治以降の皇室財産は、土地は版籍奉還により天皇に帰属しますが、ヨーロッパの君主制国家を見習い、皇室の予算は国家予算ではなくなり、国有林や日本銀行、横浜正金銀行、日本郵船などの政府保有株式は、皇室財産にすることで国会の承認を受けないようになります。明治43年皇室財産令が出され、管理運用の当事者は宮内大臣とされました。これは天皇が管理運用するよりも、資産運用に慣れた役人や政治家が適任と考えられたからです。

第2次大戦後、日本国憲法の施行により財産令が課され、皇室の財産はほとんどが国有化されました。GHQの算出した皇室の財産は約37億円ですが、ほとんどが国有財産となりました。天皇に残された金融資産は約1500万円でした。11宮家51人が皇籍を離れ臣民籍に降下したことが、私たちの議論の対象になりつつあります。

令和3年度の「皇室費」は、天皇・皇后両陛下と皇太子一家の私的な費用である「内廷費」が年額3億2400万円、それぞれの宮家に出される「皇族費」が年額2億7000万円、宮内庁の管理する「宮廷費」が年額118億円になります。「皇室費」とは別

に皇族に仕える宮内庁職員の人件費や事務費を賄う「宮内庁費」は年額126億円です。

皇室の戦前からの財産は、皇居、赤坂御用邸、常磐松御用邸、高輪御用邸、京都御所、那須御用邸、葉山御用邸、正倉院、桂離宮などがあります。これらは、現在国有財産となります。

皇室は現在の憲法では私有財産を持ってないことになっています。したがって皇室は国の予算で賄われる「内廷費」や「皇族費」で国事行事に出席するための態勢を整え、生活を賄わなければなりません。眞子様には「皇族費」として年額305万円、成人後は年額915万円が支給されていました。

「内廷費」や「皇族費」は余れば、お手元金として返さなくてもよいとされています。眞子様も、この貯蓄がこれからの生活に役立つと思われます。

私たちは、親から相続した土地建物を売却して、生活費に充てることや、事業に投資出来ますが、皇室財産は国有財産となりますので、現在は流用出来ないこととなります。国から支給される国費で賄うことと共に、一般国民と同じように、個人的に流用できる財産を管理して、自由な生活を送れることが、これからの皇室のより良い姿と考えます。

— お酒は20歳を過ぎてから、
適正飲酒は長寿の秘訣です。—
飲酒運転は絶対 ダメ ですよ。

門司地区酒類業懇話会

会 長 竹 内 隆 志

北九州市門司区錦町3-23

県税だより

「自動車税種別割について」

自動車を譲渡したり下取りに出したとき、又は自動車を友人や知人から譲り受けたときは、必ず運輸支局（又は自動車検査登録事務所）で「移転」又は「抹消」登録の手続きをしてください。手続きをせずにそのままにした場合は、前の所有者に自動車税種別割が課税され納税通知書が送付されます。

お問合せ先

自動車税係（電話）093-592-3501

「不動産取得税の軽減措置について」

新築住宅（新築未使用住宅の購入を含む。）は、次の要件に該当する場合に住宅の不動産取得税が軽減されます。

- ① 住宅（分譲マンションを含む。）は、床面積（車庫、物置等を含む。）が50㎡以上240㎡以下
- ② 賃貸共同住宅は、一戸につき40㎡以上240㎡以下

軽減内容は、住宅の価格から一戸につき1,200万円（長期優良住宅は1,300万円）を控除して税額が算定されます。

中古住宅、住宅用土地についても軽減される要件がありますので県税事務所にお問合せください。

お問合せ先

不動産取得税係

（電話）093-592-3502


「法人県民税・事業税の電子申告について」

法人県民税・事業税の申告、法人設立届出及び異動届出については、従来から地方税ポータルシステム（eLTAX）を利用して手続き（電子申告・届出）ができますが、新たに更正請求の手続きもできるようになりました。利用に当たっては、eLTAXホームページ（<http://www.eltax.jp/>）をご確認のうえ、手続きを行ってください。

お問合せ先

事業税係（電話）093-592-3512

今年も法人会の福利厚生制度の普及を通じ
会員企業とそのご家族の皆様
安心をお届けしてまいります
新型コロナウイルス感染症の終息を願うとともに
ご健康とご多幸をお祈り申し上げます
令和四年



謹賀新年

〈引受保険会社〉
アフラック 北九州支社

法人会用フリーダイヤル ☎ 0120-876-505
受付時間/9:00~17:00(土日祝日除く)

市税だより

1 市税の2月以降の納期は、次のとおりです。

固定資産税第4期

2月17日～2月28日

2 軽自動車税等の異動申告を

軽自動車税は、バイクや軽自動車等を4月1日現在所有している人に課税されます。譲渡や廃車、住所変更等の際は、必ず次の申告場所で申告してください。

〔申告場所〕

▼125cc以下の原動機付自転車等＝財政局課税第二課（北九州テクノセンター2階）・門司税務課（門司区役所内）・出張所

電話：093-873-0101（音声案内）

▼軽自動車、125ccを超える二輪車＝全国軽自動車協会連合会（小倉南区沼南町3-19-2）

電話：093-474-5025

3 口座振替(自動払込み)の利用について

市税の納付は、便利で安心な口座振替のご利用をおすすめします。

お申込みは、預金通帳、通帳届出印鑑と納税通知書を持って、市内の銀行、信用金庫、農協、労金、郵便局窓口へお越しください。

お問合せ先 財政局収税企画課

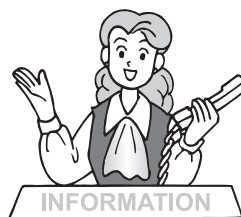
電話 093-582-2931

4 令和4年度(令和3年1月～12月)市・県民税の申告について

感染拡大防止のため、郵送での提出にご協力ください。

提出先（〒801-8510 門司区清滝1丁目1番1号 門司税務課）

電話：093-331-0511



法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は

1971年に創設されました。

想いをつないで50年。

これからも会員のみなさまと共に歩み、

企業保障の大きな傘で

会員のみなさまをお守りしてまいります。

DAIDO 大同生命保険株式会社

北九州支店/
福岡県北九州市小倉北区鍛冶町1-10-10(大同生命北九州ビル5F)
TEL 093-521-0786

AIG AIG損害保険株式会社

北九州支店/
福岡県北九州市小倉北区界町2-3-31(富士火災小倉ビル6F)
TEL 093-511-3821

消費税活かすみんなの間税会

門 司 間 税 会

会 長 門 田 進 一
事 務 局 門司区東本町1-1-7
(福屋建設株式会社内)
TEL 093-321-2885
FAX 093-321-2888



AIG 損保
法人会のビジネスガード
Business Guard
会員企業をサポートする、AIG損保のリスクソリューション

法人会のハイパーメディカル
会社で入る医療補償

業務災害総合保険
疾病入院医療費用保険金・
疾病入院医療保険金 等セット

法人会のハイパー任意労災
政府労災の上乗せ補償

業務災害総合保険
地震・噴火・津波危険補償特約
等セット

充実の福利厚生サービス*

- 電話相談サービス(24時間電話健康相談・介護相談ホットライン)
- セカンドオピニオンアレンジサービス
- メンタルケアカウンセリングサービス
- 生活習慣病サポートサービス

※本サービスはAIG損害保険株式会社がティーベック株式会社に委託してご提供します。ご契約の内容により、ご利用可能なサービスが異なりますので、お問い合わせください。

AIG損害保険株式会社
URL:<http://www.aig.co.jp/sonpo>

お問合せ先
北九州支店
〒802-0005
北九州市小倉北区壱町2-3-31 富士火災小倉ビル
TEL 093-511-3821 FAX 093-511-3820
※受付時間：午前9時～午後5時（土・日・祭日・年末年始を除く）

この広告は保険の概要をご説明したものです。 (伊152291 2020-01)

3月15日までに確定申告をお忘れなく!

受付期間 令和4年2月16日(水)～3月15日(火)

ネットで申告・納税「**e-Tax**」

詳しくは国税庁ホームページへ www.nta.go.jp

